

Title	明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件 (十二・ 完)
Sub Title	The lése-majesté cases after the enforcement of criminal act of 1882 (12・ end)
Author	手塚, 豊 (Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.45, No.8 (1972. 8) ,p.62- 73
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720815-0062

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件(十二・完)

手塚豊

一 はしがき

二 各不敬罪事件

○森田馬太郎事件 ○坂崎斌事件 ○大庭成章事件 以上第四四卷七

号

○下山田正道事件 ○横田永次事件 ○前島専平事件 以上第四四卷

八号

○後藤秀一事件 ○河上伯義事件 ○伊藤金次郎事件 ○大槻貞一事件

……以上第四四卷九号

○門田平三事件 以上第四四卷二〇号

○山田島吉事件 以上第四四卷一〇号

○田中才次郎事件 ○門野又蔵事件 以上第四四卷一二号

○鶴見由次郎、後藤勉事件 ○稻倉儀三郎事件 以上第四五卷一号

○有田真平、志賀広吉、寺田俊吾事件 ○小松渉事件 以上第四五卷

四号

○門野知荘事件 ○熊谷成三事件 ○古林繁越事件 以上第四五卷五

号

○八木原繁社事件 以上前々号

○荒川高俊事件 以上前号

三 不起訴、予審免訴、無罪その他の事件

○安原栄事件 ○鈴木喜一事件 ○清水梁山事件 ○志賀泰吉事件

○渡辺良綱事件

四 あとがき 以上本号

三 不起訴、予審免訴、無罪その他の事件

○ 安原栄事件 (不起訴)

明治十五年六月十五日、高知県高岡村における演説会で、安原栄が「夢中の夢は醒ると雖も醒中の夢は醒る能はず」と題する演説中「上は天皇陛下より下平民乞食に至るまで云々」と述べたため、不敬罪容疑で監臨警察官に逮捕されたが、結局、検事が不起訴にした事件である。

同年六月二十三日・日本立憲政黨新聞は、この事件を次のごとく報道している。

去る十五日、高知県下高岡郡高岡村にて聞きし政談演説会にて、安原栄といふが「夢中の夢は醒ると雖も、醒中の夢は醒る能はず」との論題にて滔々弁ぜられ、五ヶ条の御誓文中「上下心を一にし」云々とある其上下とは、即ち上は天皇陛下より下平民乞食に至るまでを指せし者ならんと演べし時、臨監の警部沢田美稲氏はツと立ち起り、只今其方の演説中、上天皇陛下より下平民乞食までとの言は、陛下に対し奉つりて不敬なり、イザ此者を捕縛せよと大喝一声するや否や、後に扣えし巡查数名が寄りたかつて安原氏を縛し、同地の警察署へ拘引したるにぞ、側に在りし弁士の面々も余りのことに惘れ果て、殊に数多の聴衆は、此有様を觀て大に激動して、瓦石を飛ばしなどするものありしが、諸氏の尽力にて漸く其場の雑沓を取鎮め、且警察署へ至りて食物などの差入を請ふたれども許さず、安原氏は直に伊野警察署へ護送せられたりと。

つづいて翌二十四日・同新聞は

高知県下の弁士安原栄氏が、去十五日同地高岡村に聞きし政談演説会に於て爲したる演説に付き、臨監警部の爲に捕縛せられ、伊野警察署へ護送せられし由は、前号の紙上にも記載せしが、其後、高知裁判所へ差廻され検事補村田穂^{まよ}氏の掛りにて段々取調ありし末、全く罰すべき簡条なきものなりとて、去十九日、無罪放免の申渡を受けられしといふ

と、その結末を述べている。検事による「無罪放免」とあるのは、不起訴のことである。因みに、検事補村田穂はすでに紹介した

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

森田馬太郎事件の担当検察官である。

伊藤痴遊氏は「静岡の前川豊太郎は『上は天皇陛下の尊きより、下は橋の下の乞食の卑きに到る迄』といふて不敬罪に問はれ、禁獄三年罰金二百円の刑に処せられた」と述べておられる。東海暁鐘新報の社長前島豊太郎の讒誘律違反(乘輿讒毀すなわち不敬罪)事件については、私はすでに別の機会に詳しく考証したことがあるが、彼のその演説で神武天皇を誹毀したとして、明治十四年十二月二十三日、静岡裁判所において禁獄三年罰金九百円を宣告されたのである。伊藤氏の説明は、演説の内容並に量刑が事実と反している。それはともかく、ここで注意すべきは、伊藤氏が安原事件と前島事件を混同されていることである。前島事件は、当時著名の事件であつたから、伊藤氏が知つておられるのは当然であるが、同氏はなんらかの機会に、安原事件も聞き知されていたものと思われる。とすると、安原事件は、不起訴になつた事件とはいへ、当時の識者の間には相当知られていたものとみていい。なお、安原の経歴については、私は残念ながら全く知るところがない。

(1) 警察官は、現行犯として逮捕、告発したが、検事は次の規定によりいわゆる不起訴処分にしたものと思われる。

治罪法第一〇七条二項 被告事件罪ト為ラス又ハ公訴受理ス可カラサル者ト思料シタル時ハ起訴ノ手続ヲ為ス可カラス

(2) 本稿・森田馬太郎事件・本誌第四四卷七号・七五頁。因みに、当時の高知始審裁判所には、検事補として村田姓の人は村田穂一人であるから(明治十五年六月「官員録」・一九五枚表、本文に引用した十五年六月二十四日・日本立憲政黨新聞にみえている「検事補村田穂」は、村田

穂の誤りである。

(3) 伊藤痴遊「坂崎斌」・前掲痴遊全集第一二五卷・四四〇項。同氏は別の機会にも、同じことを述べておられる(「赤井景韶の破獄」・前掲痴遊遊全集第一巻・三三三頁)。

(4) 拙稿「前掲讒謗律を巡ぐる二つの大審院判例」・本誌第四二巻一一号・七四頁以下参照。

○ 鈴木喜一事件(予審免訴)

明治十四年六月二十一日、秋田県寺町において、明治天皇東北御巡幸の接待方法を協議するための有志の集会の席上、鈴木喜一が不敬の言を述べたとして、約一年二カ月を経た翌十五年八月十六日・秋田日日新聞の社説「秋田県会議員諸子に問ふ」がそのことを摘発したため、鈴木は告発され、秋田軽罪裁判所の予審に附されたが、結局、予審免訴になつた事件である。

この明治天皇の御巡幸に際し、秋田ではその行在所をどこにおくかで有志の間で意見が対立、紛糾した。大久保鉄作ら改進黨系の人々は、権令石田英吉の推す大町二丁目の豪商瀬川徳助邸を支持、これに對して保守派の白土清忠らは保戸野愛宕町の富豪佐伯貞治邸を主張した。瀬川は岩手県人であつたから、保守派の反感を買つたといわれる。⁽¹⁾この対立は、佐伯邸を休憩所、瀬川邸を行在所と定めて一応解決した。⁽²⁾しかし、その後、十五年一月、大久保が秋田週週新聞を買収して秋田日報と改名して発行、他方、白土らが同年七月、秋田日日新聞を発行するに及び、両派は事毎に相対抗して争いがつづいた。⁽³⁾

十五年の夏、県庁の仲介で、両新聞の合併話もちあがつたが、その協議が不調に終るや、両新聞の対立はますますはげしさを増し、遂に前述の八月十六日・秋田日日新聞の社説が、一年前の鈴木喜一(秋田日報社員)の発言を採りあげ、不敬の言として攻撃したので、警察は鈴木を検挙、検事は秋田軽罪裁判所の予審を請求したのである。その事情は、十五年九月十六日・陸羽日日新聞(仙台)の次の記事に詳しい。

秋田に二新聞あり。一を秋田日報と云ひ(民権を主張す)、一を秋田日日新聞と云(官権新聞なりとの評あり)。此二新聞社の間に、此頃入組たる紛紜の生じたりとて、同地より報知ありしを掲ぐれば、過般同県々官より二社を合併すべしとの説論ありし由にて、則ち両社の社員が某樓に会し、秋田日報よりは畠山雄三、佐藤順信、鈴木喜一、大久保鉄作、黒木誼助、上遠野富之助の諸氏、また秋田日日新聞よりは小野崎堅治、松園忠実、滑川友藏の諸氏出席し、合併の協議に及びしに、鈴木喜一氏が我社は国約憲法を主義とし、秋田日日新聞は欽定憲法を主義とするを以て、二社合併の議は到底纏まり難しと述しかば、遂に破談となりし後は、二社の軋轢旧に倍し、迭に筆戦に日日の紙上を埋めしが、先の相談會に、大久保鉄作氏が秋田県会議員一同改良主義に決したりと云ひ、佐藤順信氏が我社は改進黨を擴張するが爲めに立てたるものなりと主張せしを以て、秋田日日新聞にては県会議員一同改進黨なりとの事は心得難し、昨年十月の聖詔にて憲法は親裁し玉ふとあるに拠れば、欽定なること既に明瞭なるに、国約ならでは

と主張するは、之を賊子と見做して可なりとて、去年十六日の同新聞社説に秋田県会議員諸子に問ふとの一篇を掲げ、昨年御巡幸の節、秋田士民が乗輿に對し、大不敬の語を吐きし者ある趣きを記し、其不敬者の姓名は圈点もて埋置しに、秋田警察署に於ては不容易の事なり、其不敬者は誰なるやと、同新聞社へ尋問されたり。又、秋田日報の鈴木喜一氏は、是れ我に關係する事なり、我を讒謗し、我名譽を傷けんとするものなりとの弁明書を寄せ、之れが登記を求めしに、右社説は已に警察署より尋問中且弁明書の意義不明瞭なりとて其掲載を許さざりしにぞ、鈴木氏は遂に秋田日日新聞社を相手取り、同地裁判所へ告訴し受理せられたり。然るに秋田日日新聞社よりは、彼の圈点は正に鈴木喜一氏を指たる(ママ)なりと届出ししかば、警察署よりは、鈴木氏を大不敬者なりと告訴し、昨今大紛紜最中なりとぞ。

予審がいつから開かれたかは明らかでないが、多分八月末か九月始めの頃である。秋田日日新聞の編集長畑隆太郎は、この予審取調の状況をその紙上に掲載したことと(正確な日付は不明、鈴木氏の弁明書を紙上に掲載しなかつたこと(前掲陸羽日日の記事にいう鈴木氏の訴はこれであろう)の二件で、新聞紙条例第一五條第一一條違反として告発され、九月二十九日、秋田輕罪裁判所で二件の罰金合せて七十円を宣告された。十月三十日・郵便報知新聞は、このことを次のように報じている。

秋田日日新聞の編輯長畑隆太郎氏は、同新聞の社説へ県會議員諸君に質すと云ふ問題を掲げて其文中に「鈴木喜一なるものが、

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

天子は法の為めに設け、法なければ弑するも可なりとの言論を發せしことあり」と記載せしに付、鈴木氏よりその誤聞の旨を掲げ、弁明書を寄せたるも之を斥けて其掲載を断り、又た右の社説に依り檢察官が鈴木氏の言論を以て天子に對し不敬の言なりとて告訴せられ、秋田輕罪裁判所予審掛にて鈴木氏の証人を呼出されし事を、同新聞の雜報欄内に記載したりしかば、一は新聞条例第十一條、一は同第十五條に抵触するに付、去月二十九日、秋田輕罪裁判所に於て遂に十円と六十円の罰金に処せられたりといふ。右の記事によると、不敬の言辭とされた鈴木氏の發言は「天子は法の為めに設け、法なければ弑するも可なり」であつたとしているが、後掲予審免訴言渡書によると、「單ニ自由ト云フトキハ君若クハ父ヲ弑スルモ天与ノ自由ナリ云々」としている。前者のごとき言葉もあつたかも知れないが、告発の主たる対象となつた發言は後者であつたと思われる。

予審には数人の証人が呼ばれたようであるが、おそらく前に述べた十四年六月二十一日の會議の出席者が召喚されたのであろう。そして十五年九月二十六日、予審免訴が言渡された。鈴木氏の發言は「犯罪ノ意嚮ヲ具備スルモノニ非ス」(後掲免訴言渡書参照)すなわち犯意なしというのが、その理由である。予審判事は、判事補萩野鍊二郎であつた。それは、鈴木關係の二件で、前に述べたごとく秋田日日の畑編集長が有罪の宣告をうけた二日前のことである。十月十四日・郵便報知新聞は、この結末を次のように述べている。

去月末、秋田日報と秋田日日新聞との間に於て一大葛藤を生し

たる彼の鈴木喜一氏が、昨年聖駕奉迎の折、吐露したる自由云々の語は、乗輿を犯したり否犯さぬとの議論も、近頃、公平無私なる我裁判官の判決に依りて、鈴木氏は無罪放免となりたれば、秋田日日新聞は少しく讒誣がましき次第とはなりぬと。

このように、秋田日日が秋田日報に挑戦したとみられる紛糾は、一応秋田日日側の敗北に終わったといえよう。

鈴木喜一は、秋田県仙北郡出身の代言人で、秋田日報に関係すると共に、秋田改進黨(十五年四月創立)の役員、秋田政談会々員として活躍した人であるが、それ以外の経歴については、私は全く知るところがない。

(1) 鎌田喜市郎「秋田県新聞史」・前掲日本新聞史・四二頁。

(3) 予審中の事件の報道は、明治八年新聞紙条例第一五条によつて禁止されている。本稿・門田平三事件の註36・本誌第四四卷一〇号・七六頁参照。

(4) 新聞紙条例第一一条 新聞紙若クハ雜誌雜報ニ指名サレタル官署會社若クハ人民ヨリ弁白書若クハ改正ヲ求ムルノ書ヲ寄スルトキハ其書ヲ受取リシヨリ直チニ次号ニ刷出スヘシ違フ者ハ編輯人罰金十元以上百元以下ヲ科ス

(5) 警察の告訴状をみることでないので、告訴の内容は正確にはわからない。

(6) 後年、宮城浩藏博士が、不敬罪の場合も、悪意のない行為を所謂すれば、明治十五年刑法は「野蠻刑法」となると説かれたことは、すでに述べた(本稿・河上伯義事件の註26・本誌第四四卷九号・六九頁参照)。その意味では、この鈴木事件の予審免訴は、刑法が「野蠻刑法」の汚名

を着ることを防いだことになる。

(7) 「秋田県政史」上巻・昭和三十年・二九一頁、二九二頁、三〇六頁。

前註 この予審免訴言渡書は、秋田地方檢察庁保管の正本による。

免訴ノ言渡

秋田県羽後国南秋田郡西根小屋町

三番地平民代言人

鈴木喜

右ニ対シ檢事ヨリ請求アル被告事件予審ヲ遂ル処

被告ノ所為ハ明治十四年六月廿一日秋田県羽後国南秋田郡寺町淨願寺於テ有志協同天皇陛下御巡幸ニ付御待遇ノ事ヲ議セントスルノ会場於テ會員川尻信ナル者本会ノ議事タル其筋ノ允許ヲ得ルニ非レハ開会スルヲ得サルニ依リ一先散会ス可キ旨ヲ發言シ他會員於テハ否ラサル旨ヲ弁論スル場合被告モ亦是等集會ハ官ノ允許ヲ受ル要セサル趣旨ヲ説明センカ為メ自由ノ範圍ヲ解説シ其広大ナルヲ弁明スルニ方リ天皇或ハ天子ト明言セシヤ又ハ単ニ君トノミ言ヒシヤハ各証人ノ陳述区々ニシテ之ヲ認ムルニ由ナケレトモ其単ニ自由ト云フトキハ君若クハ父ヲ弑スルモ天与ノ自由ナリ云々トノ語氣アル言論ヲ為シタルニハ相違ナキモノナリトス然レトモ被告カ此言論ヲ発スルヤ登時會員川尻信ノ發議ノ為メ折角參聚シタル會員ノ解散ニ至リ汲々組織シタル該會ノ水泡ニ属スルヲ患ニ偏ニ本会ヲ達成セントスルノ精神ニ出テタルモノニシテ右言論ハ犯罪ノ意嚮ヲ具有スルモノニ非ストス

右ノ理由ナルニ依リ治罪法第二百廿四條ニ從ヒ被告鈴木喜一ヲ茲ニ免訴スル者也

於秋田輕罪裁判所

明治十五年九月廿六日

予審係判事補 荻野 鍊二郎

書記 倉賀野長治郎

後註 治罪法第三四條二號 予審判事ハ左ノ場合ニ於テ免訴ノ言渡ヲ為

シ且被告人勾留ヲ受ケタル時ハ放免ノ言渡ヲ為スコシ

二 被告事件罪ト為ラサル時

○ 清水梁山事件 (無罪)

明治十五年一月七日・團々珍聞所載の四方拝に関する記事で、編集人の清水梁山が不敬罪に問われたが、裁判の結果、無罪を宣告された事件である。團々珍聞は、明治十年三月、野村文夫によつて創刊された滑稽雑誌である。問題になつたのは、標題もない雑文であるが、その全文は次の通りである。

ヘイ先生、アノ曆ニ元始祭と書てあり升が、アレハ如何した事
でござい升へ、「ム、アレハお祭り始といふ事で、旧曆でいへば、
姫始よしといふ処ダ。「シテ又、四方拝はへ。「アレハ上ツ方の御
式で、先ツ四人の女を四方へ寝させて、それへお這ひ遊すのダ。

「コレハ大きに難有ござい升、と早々にして内へ帰り、なんでも
四方這をして見んと工夫を廻らして、先ツ北の方は女房がお定り、
南の方の部屋には乳母が寝るからコレにすべし。西の方は台所ダ

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

からお三がきまり、只東の方に女が無へが、どうしやうと腕を組
んで考へ居たりしが、長吉のお竈でも仕やうと、漸く案し付け、
待ば程なく一月一日午前一時となりければ、さらはと徐々這出
し、方角は東から取るといふから、長吉の寝間へと志し、ソツト
襖を開けは、コハいかに、長吉は浅緑の脚袋を着て四ツ這に尻を
持ち上げて居たりければ、余の事に愕りせしが、ぬからぬ顔にて
「コレハ／＼裏門の飾り付まで立派に出来ました。長吉「ハイ、
またあけましておめでたう。土筆の屋主人(句読点は手塚。それ以外原文のまま)
それに挿絵が一枚入つている。それは、四ツ這の姿をうしろから
画いた漫画で、股間にはダイダイの飾りつけがぶらさがつている。
検察官の公訴は、宮中の儀式である四方拝を「四方這」ともじつ
て書いた点が、天皇に対する「不敬ノ所為」としたのであろう。

しかし、同年二月十七日、東京輕罪裁判所は、無罪を宣告した。
同月十八日・郵便報知新聞は、次のように報じている。

円々社の編輯長清水梁山氏は、珍聞第二百四十五号に、四方拝
の事を記しおどけたる画を加へたる廉は、聖上に対し不敬の所為
と認めらるゝ趣を以て、東京輕罪裁判所の吟味を受けしが、罪を
犯す意なきに依り、刑法第七十七条に照し無罪の旨を、昨日、同
裁判所にて申渡さる。

また、同日・東京日日新聞は、無罪になつた理由の一端を、次の
ように伝えている。

團々珍聞の清水梁山氏は、四方拝を四方這と解したるは、刑法
第一百七條に觸るゝとの告訴を請けたれど、只和訓の同じきに因

て諧謔をなすの意に外ならずして、罪を犯すの意なき者として無罪を申渡されたり。

しかし、判決文を掲載して報道した新聞は、私の知る限り見あたらない。また、現在の東京地方検察庁には、戦災のため戦前の判決正本は全く保管されていない。したがって、担当判検事の氏名はもちろんのこと、無罪とした理由も、正確且つ詳しく知ることができないのは、寔に残念である。清水梁山の経歴についても、私は全く知るところがない。

- (1) 團々珍聞および野村文夫については、宮武外骨「文明開化・雑誌編」・大正十四年・五頁、同「すきなみち」・昭和二年・九七頁以下、内山惣十郎「明治はいから物語」・昭和四十三年・二九二頁以下等参照。
- (2) 團々珍聞第二四五号(明治十五年一月七日)・三六二八頁。
- (3) 明治十五年刑法第七十七条第一項 罪ヲ犯ス意ナキノ所為ハ其罪ヲ論セズ
- (4) この「無罪」の意味は不起訴あるいは予審免訴かも知れないが、一応無罪判決があつたものとしておく。
- (5) 團々珍聞第二二五二号(明治十五年二月二十五日)・三七四二頁にも、これとほとんど同じ記事がある。

○ 志賀泰吉事件(無罪)

明治十五年十月十三日、秋田県田中町末広座の演説会において、秋田日報記者志賀泰吉が、「往事を回顧して将来を計れ」と題して行つた演説の内容が不敬罪に問われたが、結局、裁判において無罪

の宣告をうけた事件である。

同年十月二十八日・陸羽日日新聞(仙台)は、この演説会の始末を次のように報じている。

秋田日報編輯長兼印刷長志賀泰吉氏は、本月十三日同所田中町末広座に於て政談演説をなし、往事を回顧して将来を計れと論じ、天子は猶仏の如し、大臣参議は和尚と一般云々と演ぜし廉を以て中止解散を命ぜられ、直に拘留となり、当時、其事柄を取調べ居らるゝ由。

志賀は、この演説で不敬罪と官吏侮辱罪に問われたのである。さらに、志賀は、この事件と相前後して、秋田日報所載記事をめぐり八件の告訴をうけていたので、それらを一括して秋田軽罪裁判所の審理が行われた。判決文の中に、予審云々の文言が全くみえていないから、それらの事件はすべて現行犯として取扱われ、且つ予審は省略されたものと思われる(治罪法第二〇九条)。

十一月四日、秋田軽罪裁判所において、判決言渡があつた。それ以前に対審公判が開かれたのか、それとも対審即日判決言渡を行つたのか、その辺の事情はわからない。裁判長は判事芹沢政温(秋田始審裁判所長)、陪席判事補長谷川勝太郎、立会検察官は検事補小沢宗央である。そして不敬罪の件は、無罪が宣告された。この件の公訴は、判決文によると、

明治十五年十月十三日夜被告志賀泰吉カ南秋田郡田中町芝居小屋ニ於テ往事ヲ回顧シテ将来ヲ計レトノ演題ニテ往事トハ古ト云ヘハ中古先ツ近來ナリ嘉永年間米國彼理力浦賀ニ渡航セシヨリ説

キ此時ニ當リ人民之ヲ日スルニ夷狄ヲ以テシ鬻々攘夷論ナトヲ唱フルモ畢竟頑固心ノ致ス所之ヲ要スルニ其非ハ民ニアラスシテ政府ニアリ尋テ十四年十月十二日二十三年ノ国会大詔ニ説キ到リ人民モ漸ク政事上ニ思慮ヲ懷キタルヲ演ヘハ政府ハ寺ナリ天子ハ阿弥陀如来ナリ大臣參議ハ和尚ナリ小吏等カ牒面ノ間ニ頭ヲ埋メ十呂盤玉ヲカチ々々スルハ小僧等カ賽銭ヲ勘定スルト同シ大臣參議カ其職務ヲ行フハ丁度和尚カ如来ノ取持ヲ為スト均シク自由ニ難有集会条例ヤ新聞条例ヲ作り我々人民ノ權利ヲ保護ス云々と演説シタルコトハ臨場ノ警部カ現場筆記ニテ明了ナリ而シテ其演説タルヤ天皇陛下ヲ阿弥陀如来ノ木偶ト一般視シタルハ則チ天皇陛下ニ對スル不敬ノ罪ヲ犯シタルモノナリ又大臣參議ヲ和尚ニ比シ自由ニ難有集会条例ヤ新聞条例ヲ作り我々人民ヲ保護ス云々と説キシハ難有保護ス杯トノ反語ヲ以テ其職務ニ對シ公然ノ演説ニテ侮辱シタルモノナリトノ事

とあるが、判決はこれに對して、

往事ヲ回顧シテ將來ヲ計レトノ演題ニテ演説セシ要領ハ臨場官吏カ現場筆記ヲ以テ已業ニ明白ナリ然ルニ被告並弁護人ニ於テ政府ヲ寺院ニ譬ヘシ云々ハ其筆記ノ如クニアラサルヲ弁護スト雖モ其陳述スル所及往事即チ前政府ノ非ヲ論シ來レル趣旨ニ照応セス故ニ之ヲ正当ノ弁解ト認メ難シ而シテ語氣論勢ニ就テ其主旨ノ在ル処ヲ案スルニ大臣參議ハ天皇陛下ヲ蔑如シ自由ニ集会条例新聞条例ヲ作ルモノトシ之ヲ非トスルニ在リ然レハ天皇ヲ阿弥陀如来ニ比スルモノハ政府ノ比喩ヲ寺院ニ取リタルカ為メニ天皇ヲ寺院

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

ニ於テ最モ尊崇セル阿弥陀如来ニ比シタルモノニシテ決シテ天皇ニ對シ不敬ヲ加フルノ意旨アルモノト認メ難シ依テ該演説ハ単ニ大臣參議ノ職務ニ對シ侮辱シタルモノニシテ天皇ニ對スル不敬ノ罪アラサルモノトス

と述べている。すなわち志賀の演説は、大臣參議に對する侮辱（官吏侮辱罪）とはいえるが、天皇に對しては不敬の意思なきものとみなしたのである。

志賀に對する訴因十件の内、不敬罪の件のみならずさらに三件が無罪とされたが、前述の官吏侮辱罪と他に名誉毀損罪三件、新聞紙条例違反二件が有罪となつたので、結局、重禁錮二月、輕禁錮一月、罰金合計四十円が宣告された。⁽⁵⁾しかし、この種の事件では、當時、檢察官の起訴があれば、ほとんどそのまま有罪の判決が出るのが、通例のようであるが、この裁判では、不敬罪をふくむ数件が無罪となつている点、寔に異色の判決であつたといえよう。また、裁判所長自ら輕罪裁判の裁判長となつていることも、他に例がないわけではないが、非常に珍しい。裁判官は一人であることを原則とした輕罪裁判において、陪席をおいている点についても、同様のことが云える。⁽⁶⁾

要するに、芹沢判事は自から裁判長を務め、陪席判事も置いて慎重な審理を行い、当時の裁判としてはかなり思い切つた是々非々の判決を言渡したとみるべきであろう。前に述べた鈴木喜一事件の予審免訴も、同じ秋田始審裁判所の事件であるから、これについても、芹沢所長の判断と指示とが大きく作用したものと推察される。

芹沢判事は、柴田浅五郎らのいわゆる秋田事件の裁判において

も、司法省の意向に迎合せず、独自の判断にもとづく裁判を行つたことは、かつて私が詳論したことがある。⁽⁸⁾彼の裁判官としての剛直な信念は、この志賀事件、鈴木事件の裁判においても、また遺憾なく發揮されたわけである。このことは、当時においても、裁判官にその人を得れば、かならずしも行政権力に追隨しない裁判を行うことが可能であつたことを示している。

秋田日報の記者志賀泰吉は、秋田の士族で、国会開設運動の機関として明治十三年二月に創立された北羽聯合会、あるいは秋田改進党の有力メンバーであるが、それ以外の経歴については、私は知るところがない。

- (1) 秋田地方検察庁保管の判決正本による。
- (2) 本稿・森田馬太郎事件の註15・本誌第四四卷七号・七七頁参照。
- (3) (4) (5) 註1に同じ。
- (6) 治罪法第五四条には「始審裁判所へ軽罪裁判所トシテ其管轄地内ニ於テ犯シタル軽罪ヲ裁判ス」とあり、軽罪裁判所の判事数を明示してないので、通常は単独裁判官(判事あるいは判事補)で行われていた。
- (7) 本稿・鈴木喜一事件・本誌六四頁以下参照。
- (8) 拙稿「秋田事件裁判考」・本誌第三五卷一号・三四頁以下参照。
- (9) 前掲秋田県政史・二六五頁、二六九頁、三〇三頁。

○ 渡辺良綱事件(存否不明)

明治十五年二月十六日、高知県赤岡町において行われた演説会で渡辺良綱が「専制政府へ既ニ亡滅セントス」との演題で行つた演説

が罪に問われ、同月二十二日、高知軽罪裁判所で重禁錮四年罰金七百円監視二年の宣告をうけたといわれる事件である。舌禍事件で「監視」の附加刑がつけられるのは、刑法第一一七条不敬罪以外にはありえない。⁽¹⁾しかし、この事件は、私の調査した限り、全く架空の出来事としか考えられないものである。

まず、同年三月四日・土陽新聞は次のように報じている。

去る十六日、高知県香美郡赤岡町に於て、同県士族渡辺良綱氏が会主となり、政談演説会を開きしに、聴衆凡三百七十名にて、弁士交る／＼演説なせしに、ヒヤ／＼の声と拍手の音の絶間無かりしが、其第七番目に、渡辺氏が「専制政府へ既ニ亡滅セントス」と謂ふ演題にて、外国の例を引いて論弁せし中、忽然臨監の検吏より中止解散を命ぜられしか、其翌日午後三時頃、一人の巡查が渡辺氏の宅に來り同氏を拘引し、其儘拘留せられ居しが、遂に廿二日、高知軽罪裁判所に於て、重禁錮四年罰金七百円監視二年を申付られたり、尤も同氏は保釈を願ひ上告せるとぞ、と神戸新報に見へしが、記者は大方狐にでもつまゝれしならん。呵々。

この報道は、他のかなり多くの新聞にもみえてゐる。例えば、同月二日・朝日新聞(大阪)、同月三日・郵便報知新聞、同月四日・朝野新聞、東京日日新聞、同月八日・愛知新聞、五月六日・茨城日日新聞の記事がそれである。

現在、高知地方検察庁には、当時の判決正本を完全に保管している。その中に、渡辺事件の判決書は存在しない⁽²⁾。その頃、高知周辺には、軽罪事件の管轄をとくに許された脇町治安裁判所、中村始審

裁判所などがあつたから、念のため、私は、徳島地方検察庁および高知地方検察庁中村支部についても、渡辺事件判決書の存否を調査したが、そのいずれにも存在しないことを確認した。

そこで、いまいまだ前掲土陽新聞の記事をみるに、その末尾に「……と神戸新聞に見へしが、記者は大方狐にでもつまゝれしならん。呵々」とある点が注意を惹く。この文章は、前掲他の新聞の記事にはみえていない。これによると、渡辺事件の最初の報道は、神戸新聞の記事と思われる。この新聞は、明治十三年八月、神戸で創刊され、十七年五月、神戸又新日報の発刊に伴い、それに合併されたものであるが、十五年二月二十八日・同新報に、渡辺事件に関して前掲土陽新聞のそれとほぼ同じ記事がみえている。渡辺事件は高知の出来事とされているのであるから、それが事実ならば、高知の土陽新聞が最初に報道する筈である。ところが、前述のごとく、土陽新聞は神戸新聞の記事を転載し、そして「記者は狐にでもつまゝれしならん」と述べている。このことは、土陽新聞の記者は、神戸新聞の記事を疑つてか、あるいは虚報であるとして報道したものとみてよい。土陽新聞は地元のことであるから、事実の有無の確認ができたであろうが、他の地方の新聞は、神戸新聞の記事をそのまま信じて報道したものと思われる。

舌禍事件の量刑で、監視の附加刑がつけられるのは、不敬罪のみであることは、前にも一言した。それにしても、渡辺の量刑「重禁錮五年罰金七百円監視二年」の内、罰金七百円はいかにもおかしい。不敬罪(刑法第一一七条)の罰金は、最高が二百円だからである。

このありうべからざる罰金々額の報道は、その記事が捏造であつた証拠とみるべきかも知れない。

以上に述べたごとく、渡辺事件が事実無根であるとするならば、神戸新聞はなぜそうした虚構の事実を報道したのであるか。その点、私は全く理解に苦しむ。また渡辺良綱なる人物が実在したかどうか、いままでのところ、私は確めえない。⁽⁶⁾

要するに、渡辺良綱事件は、当時のかなり多くの新聞に、あたかも不敬罪事件であるかのごとき量刑を掲げて報道されてはいるが、その存在は多分に疑わしい謎の事件といふべきである。

宮武外骨氏は、この渡辺良綱事件を、明治初期舌禍の一事件として紹介しておられる。前述のごとく多くの新聞がそれを報道している以上、宮武氏がそれを実在の事件と了解されたことは、止むをえないであらう。

- (1) 刑法第一一七条(天皇三皇皇太子、皇陵に対する不敬罪)および第一一八条(皇族に対する不敬罪)違反の罪には、かならず監視が附加されるが(刑法第一二〇条)、官吏侮辱罪(刑法第一四一条)、公然誹毀罪(同第三五八条)などの場合には、監視の附加刑はつけられていない。

(2) 私は、高知地方検察庁庶務課長尾崎利正氏に、この事件の判決書の調査を依頼、同氏の丹念な探索にもかかわらず、遂に判決書は見えなかつたのである。同氏の学恩を謝す。

- (3) 前掲司法沿革誌・七一頁、六三頁。

(4) 脇町治安裁判所の判決書は、現在、徳島地方検察庁に保管されている。

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

- (5) 橋本政次「兵庫新聞史」・前掲地方別新聞史・三二二頁。
- (6) 当時の高知県下各政社の社員名簿の中にも、彼の名は見出しえない
〔島崎猪十馬「明治時代高知旧各社事跡」・土佐史談第三六号・昭和六年・四三頁以下参照〕。
- (7) 宮武外骨「自由民権論者に加へたる刑罰」・新旧時代第二号第四、
第五合併号・一〇〇頁、同「明治演説史」・大正十五年・一四四頁等参
照。

四 あとがき

以上において、私は、明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件（施行前に事件が発生、施行後に判決のあつたものを含む）につき、明治十五年中に第一審で有罪判決をうけた十四件（人員十四名）、不起訴一件（人員一名）、予審免訴一件（人員一名）、無罪判決二件（人員二名）、存否不明事件一件（人員一名）、十六年中に有罪判決をうけた八件（人員十二名）、予審免訴一件（人員一名）、それに十四年に事件が発生し十七年に第一審判決をうけた一件（八木原事件）を併せ、それぞれ事件の内容を個別的に考証、紹介した。なお、明治十六年の山本栄吉事件については、すでに別稿で考証したので、本稿では省略した。

次に、これらの数字を、「日本帝國統計年鑑」のそれと比較してみたい。まず「第四統計年鑑」には、明治十五年の不敬罪について、次のような諸表がみられる。

第二二三		全国重軽罪被告人罪状及言渡区分		明治十五年	
罪状	禁錮	重	その他合計	附	加
		輕			
天皇ニ対シ不敬ノ所為ヲナス	一二	一	一四	九	一一
	一	一	二〇	二〇	二〇
		合計	合計	合計	合計
		九	二〇	二〇	二〇

手塚註

輕禁錮は禁獄（荒川事件の量刑と思われる）のことである。「その他」は無罪および予審免訴である。

第二三五		輕罪被告人罪状及言渡区分		明治十五年	
罪状	無罪免訴	禁錮		附	加
		重	輕		
天皇ニ対シ不敬ノ所為ヲナス	一〇	三	七	一一	二
	〇	〇	七	九	二〇
		合計	合計	合計	合計
		一	二	二〇	一九

第二四〇		欠席裁判ニ係ル輕罪被告人罪状及言渡区分		明治十五年	
罪状	禁錮	重	合計	附	加
		輕			
天皇ニ対シ不敬ノ所為ヲナス	五	一	二	〇	一
	一	一	二	一	一
		合計	合計	合計	合計
		二	二	一	一

右の表にみえている数字は、私の紹介した人員より若干すくな

い。ただ、欠席裁判についてみると、私の紹介（門田平三事件）よりも一名多い。

また、「第五統計年鑑」には、明治十六年の不敬罪について、次のような諸表がみられる。

第二七九	重軽罪被告人罪状及言渡区分	明治十六年		
罪状	重	処刑者	合	計
		禁錮		
皇室ニ対スル罪	一 二	軽	○	一 二

第二八八 裁判庁所在府県別軽罪被告人及罪状 明治十六年

皇室ニ対スル罪	一	二	二	一	一	一	一	三	一 二
	東京	茨城	栃木	埼玉	大阪	福島	岩手	新潟	合計

右の表の内、処刑人員については、私の紹介と完全に一致するが、裁判所の府県別表は一致しない。私の紹介した九件十二名の裁判所府県別は、東京一、茨城一、栃木二、埼玉一、大阪一、福島一、三重一、兵庫一、新潟三である。

このように、私の紹介した数と、刑事統計のそれとが一致しないのは、どのように理解すべきか。とくに明治十五年の場合、第二二三表、第二三五表（両者の実数に相違があることも不可解である）のい

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

ずれの数も、私の紹介した数より少ないのは、いかにもおかしい。統計の不備とみればそれまでであるが、もしもそうであれば、私の紹介も果して完全な実数であつたかどうか、よるべき統計上の確実な根拠がないので、疑うべき余地がある。

なお、将来の探求によりさらに別の不敬罪事件が判明するかも知れないが、本稿は一応ここで筆を擱く。

(1) 八木原事件の連累者である。本稿・八木原繁社事件の註26・本誌第四五卷六号七三頁参照。

(2) 拙稿「明治十六年・津中学生不敬罪事件の裁判記録―明治法制史料拾遺(6)―」・本誌第四三卷四号・六一頁以下。

(3) 「日本帝国第四統計年鑑」・六四七頁。各統計表から、不敬罪関係部分をぬき出し、図表の形式は、掲載の便宜上、適宜変形した。以下同じ。

(4) 前掲書・六七二頁。

(5) 前掲書・六八九頁。

(6) 「日本帝国第五統計年鑑」・六六七頁。

(7) 前掲書・六九三頁―六九六頁。

(昭和四十七年六月二十八日)